

仕 様 書

1 貸付場所及び貸付面積等

件 名	自動販売機の設置に係る行政財産の貸付
施 設 名 称	登米市役所迫庁舎②
所 在 地	登米市迫町佐沼字中江二丁目 6 番地 1
貸 付 箇 所	バス待合所 ※詳細は別紙配置図のとおり
貸 付 面 積	1.08 m ² (幅 1.2m×奥行 0.9m)
設 置 台 数	1 台
開 閉 時 間	24 時間
現在の自販機設置状況	清涼飲料水(酒類を除く)の自動販売機 1 台
販 売 実 績 (売上実績本数)	令和 6 年度 7,680 本／台 (R6.4～R7.3＝1 年分) 令和 7 年度 8,651 本／台 (R7.4～R8.3＝1 年分) ※令和 7 年 10 月～令和 8 年 3 月の販売本数は、前年同期の販売本数で試算しています。
設置する自販機の種類	・飲料(酒税法(昭和 28 年法律第 6 号)第 2 条による酒税及びその類似品を除く。)の自動販売機 ・災害救援対応型の自動販売機
備 考	

※ 配置図は、物件概要を把握するための参考資料ですので、現地の状況については、直接調査・確認のうえお申し込みください。

2 貸付期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで(当該貸付期間中は、市長が特段の理由があると認める場合を除き、自動販売機の撤去はできません。)

3 設置料金

- (1) 設置料金は落札金額とし、会計年度ごとに分割して徴収する。
- (2) 設置料金は、施設管理者の発行する納入通知書により、市が指定する期日まで納入すること。
- (3) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に要する費用、並びに設置に係る電気料は、設置者の負担とする。

4 入札参加資格申請

申請期間	令和 8 年 1 月 16 日(金) から令和 8 年 2 月 6 日(金) まで 午前 9 時から午後 5 時まで(土曜日、日曜日、祝祭日を除く)
必要書類及び 申請方法	別紙入札説明書を確認してください。

5 入札日時等

入札会場	登米市役所迫庁舎 1 階 会議室
入札日時	令和 8 年 2 月 13 日（金） 午後 1 時 45 分から

6 自動販売機の機能に関する事項

- (1) 設置する自動販売機には、販売し管理するものの会社名又は管理社名を必ず明記すること。
- (2) 自動販売機の機種は、省エネ法（「エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年 6 月 22 日法律第 49 号）」に基づき経済産業大臣が定める「自動販売機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」により、省エネ対策を施したエネルギー消費効率のよい機種であるとともに、学習省エネ機能及びピークカット機能並びにヒートポンプ式など、消費電力の低減に資する技術等を導入した機種であること。
- (3) 自動販売機の冷媒には、二酸化炭素（CO₂）、炭化水素（HC）及びハイドロフルオレフイン（HF01234yf）など、地球温暖化係数の低い冷媒を採用すること。
- (4) 自動販売機の機種は、災害発生時など停電が発生した場合に、非常用電源（バッテリー）により、必要な電力を供給して自動販売機内の商品を出すことができる機種であること。
- (5) 自動販売機窃盗被害の発生防止のため、「自販機堅牢化技術基準」（日本自動販売システム機械工業会）による防犯対策等を実施し、犯罪の防止に努めること。
- (6) 自動販売機を据付ける場合は、自動販売機-据付基準（日本工業規格）及び自動販売機据付規準（日本自動販売システム機械工業会）を遵守し、転倒防止措置を講ずること。

7 自動販売機の設置及び管理運営に係る事項

- (1) 自動販売機を搬入する際は、来庁者及び利用者の支障とならないように、安全対策等に配慮すること。また、自動販売機の設置等に必要な資材は、設置者が用意すること。
- (2) 自動販売機が故障したときは、直ちに修理等の対応を行うこと。
- (3) 販売品の補充、金銭管理を適切に行い、トラブルの防止に努めること。
- (4) 販売品の賞味期限の管理を徹底すること。
- (5) 自動販売機の設置者は、空き缶及びペットボトルの回収箱を設置し、定期的にこれらの回収を行うこと。
- (6) 自動販売機の設置に係る電気料は、自動販売機の設置に係る一般競争入札実施要領第 16 条に掲げる方法により、実費を徴収します。
- (7) 販売商品の価格は標準販売価格以下とすること。

8 その他

- (1) 自動販売機の設置者は、設置した自動販売機の売上に係る報告書を、四半期ごとに取りまとめ、四半期最終月の翌月の 15 日までに施設管理者に提出すること。
- (2) 申込みする際は、自動販売機の設置に係る行政財産の貸付に関する一般競争入札実施要領及び入札説明書を確認したうえで申込みすること。
- (3) 自動販売機の設置者決定後、設置者は市に行政財産借受申請書を提出し、市と賃貸借契約書を締結します。

9 問い合わせ先

登米市 総務部総務課財産係

TEL : 0 2 2 0 - 2 2 - 2 0 9 1

FAX : 0 2 2 0 - 2 2 - 3 3 2 8

E-mail : somu-somu@city.tome.miyagi.jp